

特定金融指標算出者に関する内閣府令の概要

特定金融指標算出者に関する内閣府令の新設

- ・ 特定金融指標算出者が作成し、金融庁長官の認可を受けらるべき業務規程について、その記載事項と認可の基準を規定することとする（第9条、第10条）。